

## 用語の補足説明

### 註1)

「公民館、図書館、博物館等の社会教育施設は、これまで地域における学習ニーズに応える拠点として機能してきたところ、近年、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などの新たな役割が期待され、地域課題解決に向けた活動の拠点としての役割を果たすことが一層必要となっている。

特に、観光振興が地域経済の活性化に大きな影響を与えている中、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）においては、公立博物館については、「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

これらを踏まえ、公立博物館をはじめとする公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うためのワーキンググループ（WG）を設置する。」（文科省による公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ設置の趣旨）

### 註2)

公益社団法人日本図書館協会が2018年4月16日に公表した「公立図書館の所管の在り方等に関する意見」によると「図書館は、「教育基本法」により「国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設」として位置づけられている（教育基本法第12条参照）。また、上位法を受け「社会教育のための機関」（社会教育法第9条）であって、「社会教育法」の、特別法では「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」（図書館法第2条）と規定される。日本国憲法の関係でみれば、学習権（教育を受ける権利）、学問の自由、生存権、表現の自由と知る権利等を保障する機関である。つまり図書館は、日本国憲法、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、図書館法という法体系の中で位置づけられる“教育機関”である。」とされている。

### 註3)

片山善博氏（元総務大臣・元鳥取県知事）は、『『いい改革』がさっさとできる仕組みのもとでは、もし、教育をないがしろにしたり、政治利用したりする首長が登場した場合には、彼が目論む『悪い改革』もさっさとできてしまう。教育委員会はその防止装置でもある。』と述べている。（『文藝春秋』2012年6月号「天に唾する教育改革」より抜粋）

註4)

『文化力の拠点』施設における新県立中央図書館基本構想」 p17、2-(2)-ウ-②で「学習指導要領が改訂され、学校図書館の一層の活用が求められている中、積極的に学校図書館の支援を行う。」とある。また、「新県立中央図書館が、専門性の高い職員による選書や活用に関する相談やレファレンスへの対応、司書教諭や学校司書、読み聞かせボランティアなど学校図書館に関わる人の研修、子ども図書研究室の豊富な資料と県内ネットワークを活かした物的な支援を行うことで、「読書県しずおか」や生涯学習の基盤づくりをさらに強力に推進する。」との記述もある。

註5)

指定管理者制度を導入した後問題が生じ、直営に戻した市町の図書館は日本図書館協会2017年調査によると13館にのぼる。その間に失われた蓄積と労力と経費は計り知れず、かえって効率も経済効果もなかった結果となっている。

例…福岡県小郡市立図書館、山口県下関市立図書館、茨城県守谷市立図書館など

最近では、毎日新聞茨城版 2018年8月14日～8月19日「理想の図書館を求めて」シリーズに、直営に戻した守谷市立図書館の件を検証した記事が掲載されている。